

証人になっている場合もあり、その場合には受遺者が弁済することもある。にもかかわらず、従来は、相続債務が常に遺留分侵害額に算入なることから、相続人は遺留分侵害額請求権を行使するのに対し、弁済をした受遺者は求償することになって無駄な循環が生じていた。

そこで、遺留分侵害額請求を受けた受遺者などは、遺留分権利者が承継した債務について弁済等の債務消滅行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって、遺留分侵害額請求によって負担する債務を消滅させることができるようになった(1047条3項)。

49 配偶者居住権

(1) 配偶者居住権とは

配偶者相続人が家を相続したら、それだけで法定相続分まで達してしまい、預貯金等を相続できないケースが多く見受けられる。これでは配偶者相続人は、住む場所は確保できても今後の生活が不安定になるおそれがある。そこで、住み慣れた家で安心して生活ができるようにしたのが配偶者居住権である。

この権利は、共同相続の場合に配偶者相続人が居住建物の所有権を相続しない場合でも、原則として終身の間、その家に居住し続けられる賃借権に類似した権利であり、登記することにより第三者に対抗できる。

配偶者相続人が遺産分割により配偶者居住権を取得した場合、当該権利は相続財産となり、配偶者は自己の具体的相続分から配偶者居住権の評価額を控除した残額を相続することになるが、居住建物の所有権を相続する場合に比べ、より多くの預貯金等を相続できることになる。

(2) 配偶者居住権の取得方法

配偶者居住権は、配偶者相続人が相続開始の時に被相続人の遺産たる建物に居住していた場合に、以下の3つの方法で取得することができる(1029条)。

①遺産分割で取得する方法

②遺言で配偶者居住権を遺贈の目的とする方法

③家庭裁判所の審判による方法

(3)限界

被相続人が相続開始時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合には、配偶者相続人は配偶者居住権を取得することができない(1029 条 2 号)

(4)使用収益

- ①配偶者居住権は譲渡することができない(1032 条 2 項)。
- ②配偶者は居住建物所有者の承諾を得なければ、居住建物の増改築及び第三者に使用収益させることはできない(同条 3 項)。
- ③居住建物の所有者は、配偶者が用法遵守義務に違反したときは、相当の期間を定めてその是正を勧告し、その期間内には是正されないときは配偶者居住権を消滅させる旨の意思表示を行うことができる(同条 4 項)。

(5)居住建物の修繕

- ①配偶者は、居住建物を修繕することができる(1033 条 1 項)。
- ②居住建物の所有者は、当該建物の修繕が必要な場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、自らその修繕をすることができる(同条 2 項)。
- ③配偶者は、修繕が必要とき、又は第三者が権利を主張しているときには、居住建物の所有者に通知しなければならない(同条 3 項)。

(6)費用負担

- ①配偶者は、通常必要費を負担しなければならない(1034 条 1 項)。
- ②居住建物の所有者には、有益費について期限の許与が認められている(同条 2 項)。

(7)消滅事由(1036 条)

- ①配偶者相続人の死亡
- ②居住建物の滅失
- ③存続期間の満了
- ④配偶者相続人の用法遵守違反 → (4)③